

参議院議員会館維持管理・運営事業(第二期) 入札説明書・同添付資料についての質問回答(第1次)

回答No.	資料名	頁	項目	質問	回答
1	入札説明書	2	スケジュール	本入札説明書に関する質問受付については1回のみでしょうか。第一次審査結果の通知後、競争参加資格があると認められた者を対象として通知を受ける、追加資料(要求水準書 第5章 資料編 5-2 入札参加者に示す資料)に関する質問がある場合は別途、質問受付の機会を頂きたい。	入札説明書「8. (3)」に示すとおり、競争参加資格確認の結果、競争参加資格があると認められた入札参加者に対して、あらためて入札説明書に関する質問の機会を設けることを予定しています。なお、詳細は、競争参加資格の確認結果通知の際に示します。
2	入札説明書	3	競争参加資格	「代表企業及び構成員を除く株主」とは、本入札には代表企業及び構成員として参加しないが、SPCには出資する者を指すという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
3	入札説明書	3	競争参加資格	「代表企業及び構成員を除く株主」の資格についてご教授ください。	特に資格はありませんが、事業契約書(案)第67条の趣旨に鑑み、暴力団等関係者等の反社会的勢力と認められる者による株式の保有は認めません。
4	入札説明書	6	構成員等の変更	「競争参加資格確認後は、代表企業、構成員又は協力企業の変更及び追加並びに携わる予定業務の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じ、・・・参議院と事前協議を行い、参議院の承諾を得るとともに、・・・変更をすることができる。」とあるが、どのような条件であれば変更の承諾を受けることができるのかご教示ください。	代表企業、構成員又は協力企業が、競争参加資格を喪失した場合等で、参議院がやむを得ないと認める場合に変更等を認める場合があります。
5	入札説明書	9	情報公開及び情報提供	第一次審査通過者にはあらためて情報公開及び情報提供の機会を設ける予定、とありますが、「8. 本入札説明書に対する質問」に記載のスケジュールとは別に、あらためて入札参加者が各種資料等に対して質問する機会があるという理解でよろしいでしょうか。	No.1の質問及び回答を参照してください。
6	入札説明書	9	情報公開及び情報提供	業務要求水準書第5章末尾に資料名が挙げられており、これらは、参加資格確認後に初めて示される資料ですが、この資料に関する質疑等の機会は別途設けられるのでしょうか。	No.1の質問及び回答を参照してください。
7	入札説明書	14	第二次審査	「第二次審査資料を提出した入札参加者にヒアリングを実施する。」との事ですが、ここでいうヒアリングでは、入札参加者によるプレゼンテーションについても併せて実施を求めるものという理解でよろしいでしょうか。ヒアリングの実施内容について現時点で決まっている内容があればお示し頂きたい。 例) ・入札参加者によるプレゼンテーションを実施(パワーポイントによる) ・参議院による入札参加者へのヒアリングを実施(入札参加者が提出した第二次審査資料、およびプレゼンテーション資料に基づく)	入札参加者による簡単なプレゼンテーションの後、審査委員の質疑に応じていただくことを想定しています。全体の所要は1時間程度とし、このうち、プレゼンテーションは15分程度とする想定ですが、提出された第二次審査資料の数等を勘案し、第二次審査資料提出者に通知します。
8	入札説明書	14	開札	「開札した全ての入札価格が予定価格を超えている場合」の再度入札については、開札の日から概ねどの程度の期間を経過してから実施することを想定しておりますでしょうか。	現時点では具体的な日程等は想定していません。
9	入札説明書	14	総合評価	「評価値の最も高い者が二者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する」との事ですが、これは即ち、入札価格、もしくは加算点(加点項目)のいずれかに優劣をつけ評価することはせず、直ちにくじ引きにて落札者を決定するという認識でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

参議院議員会館維持管理・運営事業(第二期) 入札説明書・同添付資料についての質問回答(第1次)

回答No.	資料名	頁	項目	質問	回答
10	入札説明書	14	第二次審査	ヒアリングの日時は追って連絡するとございますが、ヒアリングにおける①提出した第二次審査資料に基づき作成したヒアリング用資料の配布又は投影の可否②プロジェクターの使用可否③ヒアリング時間数を現段階の想定でも構いませんのでご教授ください。	現段階では、以下の内容を想定しておりますが、今後の検討により変更される可能性があることを御承知置さください。 ①については、御理解のとおりですが、新たな提案となるような内容を提示することは認められません。 ②については、プロジェクターを使用することは可能とする予定です。 ③については、No. 7の質問及び回答を参照してください。
11	入札説明書	15	事業契約の締結	入札説明書のスケジュール上令和元年12月頃となっている事業契約の締結日は、基本協定書(案)時点では定まっておきませんが、締結日はいつ頃どのように決定するのでしょうか。	基本協定書の締結日までに、参議院と落札者が協議の上、参議院が指定することを想定しています。
12	資料I 事業契約書(案)		契約金額	契約金額は消費税込で締結することになっておりますが、事業期間中に消費税の改正があった場合の条項がありません。消費税の変更があった場合には変更契約を締結すると言う理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。消費税率の変更については、事業契約書(案)第62条第4項を参照してください。
13	資料I 事業契約書(案)	1	秘密の保持	事業者の代理人、コンサルタント、委託者等、出資者又は本事業に関し事業者が融資を行う金融機関若しくはその代理人については参議院の承諾なく該当する情報を開示することを許容頂けますでしょうか。	御指摘にある第三者に情報を開示する場合には、事業契約書(案)第4条第1項第六号のただし書に定めるとおり、当該第三者を「特定の第三者」とすることにつき、書面により事前に参議院の同意を得てください。
14	資料I 事業契約書(案)	1	秘密の保持	第三者には構成員、協力企業、事業者のアドバイザー及び金融機関も含まれるのでしょうか。	御理解のとおりです。
15	資料I 事業契約書(案)	1	秘密の保持	事業契約書及び基本協定書は案として公表されており、秘密として管理する必要性はあるのでしょうか。金融機関やアドバイザーに対して開示する際にも同意を得なくてはならず事務手続きが煩雑になります。	公表されているものは、本条に規定する「参議院が秘密であることを示して事業者が開示した情報又は事業者が知得する際に参議院から秘密であることが示されていた情報」には該当しません。
16	資料I 事業契約書(案)	3	規定の適用関係	事業期間中に技術等の進化により、一層のコスト削減や品質向上が見込まれる場合は、事業提案書に記載した内容を変更することは可能でしょうか。	御指摘の場合には、事業契約書(案)第43条第3項に基づいて対応します。
17	資料I 事業契約書(案)	3	選定企業の使用等	3行目の「参院」は「参議院」の誤記かと存じますので、修正頂けますでしょうか。	当該「参院」については、「参議院」に訂正します。 なお、参議院議員会館維持管理・運営事業(第二期)入札説明書等の訂正表(第1回)(以下「訂正表」といいます。)を参照してください。
18	資料I 事業契約書(案)	3	選定企業の使用等	「なお、事業者は、参議院の承諾を要するか否かにかかわらず、」との記載がありますが、契約書の変更における承諾が必要もしくは必要でない場合の判断基準をご教授ください。	各業務又は各業務以外の業務の委任又は請負に係る契約の変更については、当該契約書の主たる内容を変更しようとするときは、参議院の事前の書面による承諾を得ていただくこととなります。
19	資料I 事業契約書(案)	3	費用負担等	「事業者に対する保証…」には、事業者の株式に対する質権設定等、事業者が資金を調達するために必要な担保設定を承諾することは含まれないという理解でよろしいでしょうか。	事業契約書(案)第13条第3項は、参議院が事業者に対して行う財政上又は金融上の支援に関する規定です。 御指摘の担保設定については、事業契約書(案)第19条第1項及び基本協定書(案)第5条第3項第二号を参照してください。

参議院議員会館維持管理・運営事業(第二期) 入札説明書・同添付資料についての質問回答(第1次)

回答No.	資料名	頁	項目	質問	回答
20	資料Ⅰ 事業契約書(案)	5	権利義務の譲渡等	第1項・第2項に基づく参議院の承諾につき、事業者の経営若しくは本事業の安定性を著しく阻害し、又は本事業に関与することが適当でない者が参加することが認められる場合等、合理的な理由がある場合を除き、当該承諾を留保・遅延しない旨追記いただけますでしょうか。	事業契約書(案)第19条第1項及び第2項に基づく参議院の承諾に際し、事業者の経営若しくは本事業の安定性を著しく阻害し、又は本事業に関与することが適当でない者が参加することとなると認められる場合等合理的な理由がある場合を除き、当該承諾の留保又は遅延をしないこととします。
21	資料Ⅰ 事業契約書(案)	6	監視職員	監視職員の執務スペース確保及び環境整備に掛かる費用は、参議院にて負担するという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
22	資料Ⅰ 事業契約書(案)	6	事業者の総括代理人	本条に定める総括代理人の具体的な役割についてご教示願います。総括責任者は要求水準書で「全ての業務を幅広く総括・調整し効率的に業務を遂行する」と定められておりますが、総括代理人については記載がございません。	総括代理人は、事業者の総合的な窓口であり、全ての業務の統括責任者と位置づけております。
23	資料Ⅰ 事業契約書(案)	6	事業者の総括代理人	総括代理人は施設の常駐が必要でしょうか。	監視職員と常に連絡が取れ、必要があれば現場に直行できる体制であれば、施設に常駐する必要はありません。また、施設に管理室等を設け常駐するというのであれば、当該部分については、無償で供与します。
24	資料Ⅰ 事業契約書(案)	6	事業者の総括代理人	総括代理人は総括責任者と兼務が可能でしょうか。	本条に規定する総括代理人は、事業契約書(案)第34条第1項並びに第40条第1項に規定する総括責任者と兼務することはできません。
25	資料Ⅰ 事業契約書(案)	6	総括代理人等の変更	請求を受けてから7日以内に、当該請求に係る措置について決定し、参議院に通知するのは困難だと考えます。別途協議を頂けませんでしょうか。	協議を妨げるものではありません。
26	資料Ⅰ 事業契約書(案)	7	業績等の監視及び改善要求措置	資料Ⅶ業績等の監視及び改善要求措置を別紙6として事業契約書に綴じこみした場合、第25条2～6項の条文は資料Ⅶの内容と重複しますので不要ではないでしょうか。	原文のとおりとします。
27	資料Ⅰ 事業契約書(案)	7	業績等の監視及び改善要求措置	参議院の現地確認につきましては、事前に通知頂き、かつ事業者の営業時間に限定いただけないでしょうか。	原則として、事前には通知するものとし、時間についても、参議院が一方的に決めることはせず、事業者との協議の上決めることを想定しています。
28	資料Ⅰ 事業契約書(案)	7	業績等の監視及び改善要求措置	参議院の立ち入り検査につきましては、事前に通知頂き、かつ事業者の営業時間に限定いただけないでしょうか。	原則として、事前には通知するものとし、時間についても、参議院が一方的に決めることはせず、事業者との協議の上決めることを想定しています。
29	資料Ⅰ 事業契約書(案)	7	第三者に生じた損害	参議院が第三者に対して金銭を支払った場合に、事業者が参議院に対して補償する金額は、第三者に及ぼした損害の賠償として合理的と認められる額に限定していただけないでしょうか。	原文のとおりとします。なお、当該事象が生じた場合、第三者に賠償するまでの間に、事実関係の確認等を含め、事業者との間で協議を行うことを考えています。
30	資料Ⅰ 事業契約書(案)	7	業務関連資料の貸与	参議院より貸与された業務関連資料は、本契約終了後に参議院へ返却することになっておりますが、4項に定める資料の更新がある場合は、関連資料貸与後最初の更新が完了した段階で貸与された資料を参議院へ返却し、更新を反映させた資料は本契約終了後に最新の更新内容を反映させた資料のみを返却すれば良いでしょうか。	貸与した資料のうち、更新が必要な部分を随時差し替え、事業終了時には、事業期間中の更新が全て反映されたものを参議院に返却してください。

参議院議員会館維持管理・運営事業(第二期) 入札説明書・同添付資料についての質問回答(第1次)

回答 No.	資料名	頁	項目	質問	回答
31	資料 I 事業契約書 (案)	8	維持管理業務計画書の作成及び提出	「毎年度開始前等に」とありますが、毎年度開始前以外のタイミングで維持管理業務計画書等を作成・提出する場合としてどういった場合を想定されていますでしょうか。	毎年度開始前以外としては、業務計画書の提出後に業務計画書の記載内容に変更があった場合、または、参議院により業務計画書の記載内容が不適切と判断された場合などを想定しています。
32	資料 I 事業契約書 (案)	8	維持管理業務計画書の作成及び提出	「当該年度等の」とありますが、当該年度以外を対象として維持管理業務計画書等を作成・提出する場合としてどういった場合を想定されていますでしょうか。	現時点で想定しているものではありません。
33	資料 I 事業契約書 (案)	8	維持管理業務計画書の作成及び提出	維持管理業務計画書等の確認結果の通知として、提出日から14日以内に参議院から結果を通知頂くことはできますでしょうか。	理由なく通知を遅らせることはありませんが、詳細は参議院との協議によります。
34	資料 I 事業契約書 (案)	10	運營業務計画書の作成及び提出	毎年度開始前等に当該年度等の運營業務計画書を作成～とありますが、年度開始前以外の時期の提出や当該年度以外の年度の運營業務計画書を作成提出することがあるのでしょうか。ある場合どのような場合なのか例示をお願い致します。	毎年度開始前以外としては、業務計画書の提出後に業務計画書の記載内容に変更があった場合、または、参議院により業務計画書の記載内容が不適切と判断された場合などを想定しています。
35	資料 I 事業契約書 (案)	10	運營業務計画書の作成及び提出	「毎年度開始前等に」とありますが、毎年度開始前以外のタイミングで運營業務計画書等を作成・提出する場合としてどういった場合を想定されていますでしょうか。	No. 34の回答を参照してください。
36	資料 I 事業契約書 (案)	10	運營業務計画書の作成及び提出	「当該年度等の」とありますが、当該年度以外を対象として運營業務計画書等を作成・提出する場合としてどういった場合を想定されていますでしょうか。	現時点で想定しているものではありません。
37	資料 I 事業契約書 (案)	10	運營業務計画書の作成及び提出	運營業務計画書等の確認結果の通知として、提出日から14日以内に参議院から結果を通知頂くことはできますでしょうか。	理由なく通知を遅らせることはありませんが、詳細は参議院との協議によります。
38	資料 I 事業契約書 (案)	11	業務要求水準の変更	協議において参議院と事業者の意見が完全に食い違う場合、合理的な変更内容を定める事は極めて困難です。この場合 P F I に精通かつ参議院と事業者の双方と密接な関係にない第三者に業務要求水準の変更内容及び変更に係る協議内容を開示したうえで意見をいただき、当該意見を反映させた変更内容で定めるよう、第43条の変更をご検討いただけないでしょうか。	原文のとおりとします。 なお、協議に当たり、第三者の意見を聴くことを妨げるものではありません。
39	資料 I 事業契約書 (案)	11	業務要求水準の変更	第1項で参議院による業務要求水準の変更について事業者は通知受理後14日以内に結果を通知しなければなりません、事業者の発案による業務要求水準変更については検討結果の期限が設けられておりません。同じ期限とは言いませんが、検討結果の期限は設けていただきたくご検討願います。	原文のとおりとします。 なお、事業者の発案による業務要求水準変更については、理由なく結論を遅らせることはありません。
40	資料 I 事業契約書 (案)	11	業務要求水準の変更	業務要求水準の変更により、P F I 事業費を減額する場合、単に当該項目の減少分のみを取り出すのではなく、関連した他項目等への波及も考慮した上で(増分が生じる場合は正確に差引して)、実施頂けますでしょうか。協議が整わない場合は参議院様に決定権があるため予め質問させていただきます。	御指摘の趣旨も踏まえて、対応することを想定しています。
41	資料 I 事業契約書 (案)	12	施設等の使用	3行目の「参議院が認めた場合」につき、「参議院が合理的に認めた場合」としていただけますでしょうか。	原文のとおりとします。

参議院議員会館維持管理・運営事業(第二期) 入札説明書・同添付資料についての質問回答(第1次)

回答No.	資料名	頁	項目	質問	回答
42	資料 I 事業契約書 (案)	13	福利厚生業務の継続	福利厚生業務に係る業務要求水準書の変更を請求できる場合につき、「やむを得ず事業継続に支障を来すと判断する場合」に限らず、「事業者が合理的な限度で経営努力を行ったとしても当該福利厚生業務について採算が取れない場合」を追加していただけますでしょうか。	原文のとおりとします。ただし、御質問のような場合が、事業者として「事業継続に支障を来すと判断」すれば、参議院と協議することを妨げるものではありません。
43	資料 I 事業契約書 (案)	13	維持管理・運営業務費等の支払	別紙46は別紙4及び別紙6の誤りではないでしょうか。	当該「別紙46」については、「別紙6」に訂正します。なお、訂正表を参照してください。
44	資料 I 事業契約書 (案)	13	維持管理・運営業務費等の支払	「別紙46」とありますが、「別紙4及び別紙6」と明記していただけますでしょうか。	No. 43の質問及び回答を参照してください。
45	資料 I 事業契約書 (案)	13	維持管理・運営業務費等の支払	参議院のウェブサイトにあります「PFI事業費の算定及び支払方法」及び「業績等の監視及び改善要求措置要領」を拝見しましたが、違約金の算定方法・水準について記載がないようですので、違約金の算定方法・水準についてご教示頂けますでしょうか。	事業契約書(案)第56条を参照してください。
46	資料 I 事業契約書 (案)	16	事業者の責めに帰すべき事由による本契約解除等の効力	「本契約解除時点から当初の業務提供期間終了時点までに収受予定であったPFI事業費の残額の10分の1に相当する額を違約金として、参議院から契約解除の通知を受けた後直ちに参議院へ支払わなければならない。」とのことですが、本事業規模に鑑み、過分ではないでしょうか。第53条の参議院の任意による解除における支払いについては履行済みの実費にあたる負担となっている内容に対しても公平な違約金設定とは考え難く、当該設定を「年度ベースに換算した費用の数割」とするなどの見直し検討を御願い致します。	原文のとおりとします。事業の安定的な継続性を重視した規定と御理解ください。
47	資料 I 事業契約書 (案)	16	事業者の責めに帰すべき事由による本契約解除等の効力	事業者の違約金がPFI事業費残額の10分の1とする根拠についてご教授ください。	過去のPFI事業の事例その他の公共事業の事例を参考に、事業の安定的な継続性を重視し、参議院として判断したものです。
48	資料 I 事業契約書 (案)	16	参議院の任意又は責めに帰すべき事由による本契約解除の効力	履行済みのPFI事業費の未払額に相当する金額を、本契約解除時点から最初に到来する当初定められたスケジュールに基づく支払日に支払うとなっておりますが、第54条一項の理由により事業者が本契約を解除する場合、少なくとも解除日が属する半期の前半期のPFI事業費が支払期日到来後60日以上未払いの状態であるため、解除日が属する半期より以前の未払いPFI事業費については解除日後速やかに支払うよう条文の変更をご検討いただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
49	資料 I 事業契約書 (案)	16	参議院の任意又は責めに帰すべき事由による本契約解除の効力	合理的な増加費用には逸失利益も含まれるという理解で宜しいでしょうか。	「合理的な増加費用」には、逸失利益は含みません。
50	資料 I 事業契約書 (案)	16	参議院の任意又は責めに帰すべき事由による本契約解除等の効力	参議院に違約金が発生しない理由についてご教授ください。	事業契約書(案)第57条第3項において「参議院は、前項に定める本契約の解除に関して事業者が発生する合理的な増加費用を負担する」旨規定しています。

参議院議員会館維持管理・運営事業(第二期) 入札説明書・同添付資料についての質問回答(第1次)

回答No.	資料名	頁	項目	質問	回答
51	資料Ⅰ 事業契約書(案)	16	本契約終了時の事務	事業者又は選定企業若しくは選定企業から委任された第三者が所有し、又は管理する材料、器具、仮設物その他の物件、いわゆる事業者持ち込み品ですが契約解除後も本施設で有効活用が可能であり所有者が本施設に残置を希望した場合は撤去及び原状回復を行わなくても良いでしょうか。	事業者が本施設に残置を希望し、参議院が有効活用が可能と判断した場合は撤去及び原状回復を行わない場合もありますが、詳細は参議院との協議によります。
52	資料Ⅰ 事業契約書(案)	17	法令変更による措置	本項に基づきPFI事業費を減額するのは、実際に法令変更により本事業に係る事業者の費用が減少した場合とし、減額分についても実際に減額した費用分としていただけますでしょうか。	本条に規定の「合理的な金額」については、参議院と事業者との協議を踏まえ決定することとします。
53	資料Ⅰ 事業契約書(案)	18	不可抗力による措置	本項に基づきPFI事業費を減額するのは、実際に不可抗力により本事業に係る事業者の費用が減少した場合とし、減額分についても実際に減額した費用分としていただけますでしょうか。	本条に規定の「合理的な金額」については、参議院と事業者との協議を踏まえ決定することとします。
54	資料Ⅰ 事業契約書(案)	19	個人情報の取扱い	参議院議員の氏名、顔写真は参議院が保有する個人情報でしょうか。	事業契約に基づき、参議院が事業者に対し当該情報を個人情報である旨を明示して開示する場合は、本条規定の措置をとるものとします。
55	資料Ⅰ 事業契約書(案)	23	定義集	項目28個人情報の説明で引用されている「参議院事務局における個人情報の取扱い基本方針(平成19年10月18日事務総長決定)」がインターネットで検索しても見つけることが出来ませんでした。別途お示しいただきたくお願い致します。	入札参加者に示します。
56	資料Ⅰ 事業契約書(案)	29	不可抗力による追加費用及び損害額の分担	維持管理業務や運営業務に関して、事業者の負担上限を当該事業年度の100分の1とする根拠についてご教授ください。	過去のPFI事業の事例その他の公共事業の事例を参考に、事業の安定的な継続性を重視し、参議院として判断したものです。
57	資料Ⅱ 業務要求水準書	1-2	参議院議員会館の概要	「議員事務室に関連する修繕等を追加で行う可能性があり」との記載がございますが、当該修繕等の費用は入札価格に含めないという認識でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
58	資料Ⅱ 業務要求水準書	2-1	業務対象施設	「下記に示す施設は、SPCが行う維持管理業務の対象から除く」とありますが、広義の維持管理業務と解釈し、修繕業務も除外されるという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。なお、業務範囲の詳細は入札参加者に示します。
59	資料Ⅱ 業務要求水準書	2-1	業務対象施設	「第3章 運営業務において独立採算として実施する福利厚生施設(参議院が所有する内装、建具及び設備の維持管理、並びに法定点検及び清掃等を除く)」とありますが、「等」とは具体的にどのような業務が含まれますでしょうか。	福利厚生施設運営業者が自らの費用で設置した設備等以外は、原則として、参議院の所有であり、参議院が所有する内装・建具・設備等が本事業の維持管理業務の対象となります。よって、「等」には、ここで列挙された以外の、維持管理業務の要求水準を満たすために必要な全ての業務(自主点検、修繕・更新、害虫防除、廃棄物処理、事業者提案に基づく業務など)が含まれます。
60	資料Ⅱ 業務要求水準書	2-3	(5)業務管理の基本的体制	「本章を総括する常時連絡可能な窓口」とありますが、「常時」とは24時間365日のことを指すのではなく、議員会館サービスセンターの開館時間のことを指すという理解でよろしいでしょうか。	議員会館の開館時間は「議員会館サービスセンター」、閉館時間は「防災センター」を連絡可能な窓口とすることで、24時間365日対応できる体制を想定しています。

参議院議員会館維持管理・運営事業(第二期) 入札説明書・同添付資料についての質問回答(第1次)

回答No.	資料名	頁	項目	質問	回答
61	資料Ⅱ 業務要求水準書	2-3	(5)業務管理の基本的体制	「議員事務室から各業務の担当企業への直接依頼も含めて全ての依頼・苦情は議員会館サービスセンターを必ず経由するようルール化し、」とありますが閉館時においては防災センターに連絡しその後議員会館サービスセンターに連絡する、という認識でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。ただし、議員会館の閉館時間に受けた苦情等についても、「議員会館サービスセンター」で一元的に把握していることが必要です。
62	資料Ⅱ 業務要求水準書	2-5	(10)施設等の使用	「b. 休憩・待機場所 食堂・売店は利用できるものとする。」とありますが、喫茶も同様に利用できるという認識でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
63	資料Ⅱ 業務要求水準書	2-8	b. 省エネルギーに係る業務計画	「業務に必要な有資格者はSPCが配置する」とありますが、エネルギー管理員の配置という認識でよろしいでしょうか。	エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第14条に規定する「エネルギー管理員」を配置してください。
64	資料Ⅱ 業務要求水準書	2-12	要求水準	表2-2-2内の設備の項目に非常警報（非常通報）設備がありますが、非常警報とは消火設備に付随し共用部廊下等に設置されている警報ボタン、非常通報とは議員事務室内や共用部トイレに設置されている非常押しボタンという理解で良いでしょうか。	非常警報（非常通報）設備は議員事務室内や、だれでもトイレなどに設置されている非常押しボタンのことを指し、消火設備に付随する押しボタンは同じ表2-2-2に記載した防災設備の警報設備に含まれます。
65	資料Ⅱ 業務要求水準書	2-13	表2-2-2 建築物点検保守・修繕（特記事項）	映像音響設備について、「設置してあるテレビの画像、音声の所要の性能を維持する」とありますが、「所要」の具体的な内容をご教授ください。	既存設備が整備時に有していた性能を維持することとします。
66	資料Ⅱ 業務要求水準書	2-14	表2-2-2 建築物点検保守・修繕（特記事項）	換気設備について、「喫煙所は所要の気流が確保されていることを確認する」とありますが、「所要」の具体的な内容をご教授ください。	健康増進法施行規則等の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第17号）により施行予定の「健康増進法施行規則」第16条に定める喫煙専用室の技術的基準によります。
67	資料Ⅱ 業務要求水準書	2-15	(1)建築物点検保守・修繕	「なお、POG契約の場合、製造者の保証が可能な者とする。」とありますが、具体的な保証内容をご教授ください。	製造者が保証する内容と同等の保証とします。
68	資料Ⅱ 業務要求水準書	2-16	(2)植栽管理	「特に高木は最も高い状態で約20mまでを維持するものとする。」とありますが、木の成長とともに20mに抑えることが好ましくない場合は、状況により都度協議と読み替えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
69	資料Ⅱ 業務要求水準書	2-16	(3)選挙時の対応	「議員事務室の点検・修繕・更新等」について、入居者起因による費用発生に関しては入居者による負担という認識でよろしいでしょうか。	原則は御理解のとおりですが、詳細は参議院との協議によります。
70	資料Ⅱ 業務要求水準書	2-16	(3)選挙時の対応	「簡易固定壁を移動間仕切りに交換」とありますが、数量はどの程度ございますでしょうか。	現在、簡易間仕切り壁が設置されている議員事務室は、3階以上に3室（各室1箇所）あります。なお、移動間仕切りの部材も同数用意があります。

参議院議員会館維持管理・運営事業(第二期) 入札説明書・同添付資料についての質問回答(第1次)

回答No.	資料名	頁	項目	質問	回答
71	資料Ⅱ 業務要求水準書	2-21	長期修繕計画に基づく更新等業務	長期修繕計画に基づく修繕・更新は、参議院と協議し、承認を得て実施することになりますが、修繕の実施状況や施設の状態に基づいて事業期間中に長期修繕計画を見直す必要性が想定されます。その際、大幅な計画変更や所要費用の増減が発生した場合は、要求水準変更により事業費の増減の協議を行うという認識でよろしいでしょうか。	要求水準変更の要否及びそれに伴うPFI事業費の増減の要否については、参議院との協議によります。
72	資料Ⅱ 業務要求水準書	2-25	表2-5-2 日常清掃及び定期清掃(特記事項)	「議員事務室・委員長室・前議員室・パソコン研修室・監理室分室 日常清掃は業務対象外とする。」とある一方で、「定期清掃の実施に悪影響を及ぼす事案(什器・備品の汚れ等を含む。)については適宜対応する。」とありますが、入居者からの連絡を受けて都度対応するという理解でよろしいでしょうか	御理解のとおりです。作業内容の実績は、飲食物による床及び什器・備品等の汚損の清掃(染み抜き等)等です。頻度の実績は、年平均10件程度(過去3年間)です。
73	資料Ⅱ 業務要求水準書	2-25	表2-5-2 日常清掃及び定期清掃(特記事項)	「また、議員事務室の什器・備品についても、必要に応じ同作業を実施する。」とありますが、什器・備品とは貸与されている什器・備品という認識でよろしいでしょうか。	原則は御理解のとおりです。ただし、第二期事業でSPCの判断で準備する什器・備品があれば、当該什器・備品も対象となります。
74	資料Ⅱ 業務要求水準書	2-25	表2-5-2 日常清掃及び定期清掃(特記事項)	「エントランスホール・ストリート」について、「防塵・吸水マットの敷設」とありますが、第一期事業で使用しているマットを引き続き使用可能という認識でよろしいでしょうか。	防塵・吸水マットは、第一期事業で使用していたものを使用可能ですが、使用に耐えられない状態になった場合は、SPCの責任と費用により、更新することを想定しています。業務要求水準書の資料3-11に防塵・吸水マットを追加します。なお、訂正表を参照してください。
75	資料Ⅱ 業務要求水準書	3-9	表3-4-1 什器・備品関連業務の業務内容及び要求水準	「什器・備品の管理 損傷した什器・備品等の修理又は更新を行う。」とありますが、修理又は更新の費用も見込むという認識でよろしいでしょうか。それとも修理差配を行うのみでしょうか。	PFI事業費には、業務要求水準書の資料3-8記載の什器・備品の修理及び更新の費用を含みます。
76	資料Ⅱ 業務要求水準書	3-9	表3-4-1 什器・備品関連業務の業務内容及び要求水準	「什器・備品の管理 議員会館としての機能を維持し、什器・備品を常時利用可能な状態に維持するために必要な修理・更新を行う。」とありますが、「常時利用可能な状態」とは具体的にどのような状態を指しますでしょうか。	議員等の職務遂行に支障を来さない状態です。具体的には、議員事務室や会議諸室の机や椅子が使用できず職務遂行ができない状態や著しく美観を損ねる状態ではないことなどを想定しています。
77	資料Ⅱ 業務要求水準書	3-9	表3-4-1 什器・備品関連業務の業務内容及び要求水準	「什器・備品の管理 観葉植物については、常に新鮮、かつ良好な状態を維持する。」とありますが、「新鮮」な状態とは具体的にどのような状態を指しますでしょうか。	植物の枯れ、傷み、枝折れ、汚れ等がない状態を想定しています。
78	資料Ⅱ 業務要求水準書	3-13	(2)会議諸室の案内等	「参議院から要請があった場合には、会議室内のレイアウト変更の支援を行う。」とありますが、議員事務室使用の場合は、レイアウト変更は対象外という認識でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
79	資料Ⅱ 業務要求水準書	3-14	会議諸室常設備品一覧	「会議諸室貸出備品一覧」に記載されている備品一覧は、すべて参議院事務局にて提供されている備品でしょうか。別途用意するものがございますでしょうか。	業務要求水準書「第3章 5節 2. (3) 表3-5-2」のうち、ワイヤレスマイクセット、レーザーポインター、HDMIケーブル、VGAケーブル、音声ケーブル及びHDMI変換器は、SPCの責任において用意することとします。なお、上記以外のものについては参議院から提供しますが、業務要求水準書記載のとおり適切に管理してください。

参議院議員会館維持管理・運営事業(第二期) 入札説明書・同添付資料についての質問回答(第1次)

回答No.	資料名	頁	項目	質問	回答
80	資料Ⅱ 業務要求水準書	3-16	業務内容及び要求水準	表3-6-1内の議員事務室への備品等貸出しにおいて、資料3-4に示す備品の中にAEDがありますが、AEDを作動させる状況以外は貸出ししないと理解すれば良いのでしょうか。	業務要求水準書の資料3-4の表中「個別貸出対応備品」に「○」が付されていないものは、第一期事業では個別貸出しを行っていません。
81	資料Ⅱ 業務要求水準書	3-16	表3-6-1 全般管理業務の業務内容及び要求水準	「議員事務室への備品等貸出し 資料3-4に記載の備品以外についても、可能な範囲で議員等の要望に応えるものとする」とありますが、「可能な範囲」とは、どの程度を想定すればよろしいのでしょうか。	要望の多さ、重要度、当該備品等の費用等を勘案し、SPCの負担で対応できる範囲を想定しています。具体的には参議院との協議によります。
82	資料Ⅱ 業務要求水準書	3-16	表3-6-1 全般管理業務の業務内容及び要求水準	「遺失物管理」において、都度参議院事務局への報告義務はございますでしょうか。	記章・帯用証の遺失物は、参議院警務部へ報告願います。それ以外については、参議院への報告義務はありませんが、参議院から要請があった場合は提示できるようにしてください。
83	資料Ⅱ 業務要求水準書	3-17	表3-6-1 全般管理業務の業務内容及び要求水準	「国旗掲揚 祝日その他の特別な日には、国旗を掲揚する。」とありますが、対象の日時については事前に参議院より指示があるという認識でよろしいのでしょうか。	御理解のとおりです。
84	資料Ⅱ 業務要求水準書	3-18	表3-6-1 全般管理業務の業務内容及び要求水準	「営業候補者の選定 銀行の営業候補者を提案する。」とありますが、具体的にどのように営業候補者を選定し、提案するかご教示ください。	現在入居している銀行が議員会館から撤退の意思を示した場合や参議院からの営業許可が更新されない場合等に、新たに議員会館内で営業可能な銀行を提案していただくことを想定しています。具体的な条件等は参議院との協議によります。なお、営業候補者の個別名称を提案書に記載する必要はありません。
85	資料Ⅱ 業務要求水準書	3-18	表3-6-1 全般管理業務の業務内容及び要求水準	「一般郵便物及び参議院公報等の配布 議員活動に影響を及ぼす業務」とありますが、具体的に想定される業務をご教示ください。	議員事務室への立ち入りを伴う作業、議員事務室の設備等の利用停止を伴う作業、共用部分の利用制限、サービスサイトの停止、エレベーター等の停止、館内及び構内の通行制限、停電などを伴う作業等の実施を想定しています。
86	資料Ⅱ 業務要求水準書	3-18	表3-6-1 全般管理業務の業務内容及び要求水準	「一般郵便物及び参議院公報等の配布」において、「十分余裕をもって参議院の許可を得たのち」とありますが、「十分余裕をもって」とは具体的にいつまでに許可を得れば良いのかご教示ください。	原則として1週間前に配付できるように、遅くとも10日前に案を提出してください。
87	資料Ⅱ 業務要求水準書	3-19	業務内容及び要求水準	(3)業務に必要な設備等の条文中で「SPCは当該設備・機器等を適切に運用し、点検保守・修繕及び更新等を適切に行う。」の機器等には、前文に書かれてる車両下チェックミラー、拡声器、ストレッチャーの参議院が所有する物品が含まれているのでしょうか。	「車両下チェック用ミラー、拡声器、ストレッチャー」は含まれません。ただし、SPCが使用中に当該物品をSPCの故意又は過失により損壊させた場合はこの限りではありません。
88	資料Ⅱ 業務要求水準書	3-19	(2)業務従事者の能力	「責任者は～原則実務経験8年以上の者とする」「補佐する者として、原則実務経験5年以上」とありますが、原則ですので、規定の年数に達しない者でも可能という理解でよろしいのでしょうか。	原則として、御理解のとおりです。ただし、要求水準で示した業務を確実に実施できるとともに、第一期事業と同等以上のセキュリティを確保できることを前提とします。
89	資料Ⅱ 業務要求水準書	3-20	業務内容及び要求水準	表3-7-1内の入講及び入館管理の要求水準において、「金属探知機及びX線検査装置等によるセキュリティチェックを行い、不審物、危険物等の持ち込みを適切に防止する」とありますが、危険物等にかかる等にはどのようなものが含まれているのでしょうか。	汚物、その他他人に迷惑を及ぼすおそれのある物を指します。

参議院議員会館維持管理・運営事業(第二期) 入札説明書・同添付資料についての質問回答(第1次)

回答No.	資料名	頁	項目	質問	回答
90	資料Ⅱ 業務要求水準書	3-21	表3-7-1 警備業務の業務内容及び要求水準	「非常事態及び緊急対応」において、「大規模な会議及び多数の報道関係者等の入館などにより、警備強化が必要な時は、参議院と協議の上、その時点での警備業務に支障がない範囲で」と記載がありますが、通常の警備業務に支障をきたす恐れがある場合には警備強化しなくてもよいという理解でよろしいでしょうか。	非常事態及び緊急対応が優先となるため、参議院と協議の上、状況に応じた警備強化を実施してください。その際、通常の警備に支障がないよう、可能な限り配置の工夫等を行ってください。
91	資料Ⅱ 業務要求水準書	3-23	(2)業務実施の基本方針	「SPCは、参議院が認めた場合に限り、施設等の模様替等を行うことができる。」とありますが、参議院に認められない事例をご教示ください。	当該模様替を行うことにより施設全体に影響を及ぼさず、社会通念上問題がないと認められる範囲での、内装・設備の模様替であれば認めることを想定していますが、具体的には参議院との協議によります。なお、事業終了時には、原則として原状回復が必要になります。
92	資料Ⅱ 業務要求水準書	3-23	(2)業務実施の基本方針	「事業終了時には、原則として原状回復を行う。」とありますが、「原状」とは第二期事業が開始する2020年4月1日時点のことを指すという理解でよろしいでしょうか。	原則として、各店舗が入居する前の状態を指します。
93	資料Ⅱ 業務要求水準書	3-24	(2)業務実施の基本方針	「i. 料金収入の管理 運業者の料金の設定については、参議院と協議を行うものとする。」とありますが、独立採算事業でもあるため料金の決定権限は事業者にあるという認識でよろしいでしょうか。	原則は御理解のとおりです。ただし、原文のとおり、料金の設定に当たっては、事前に参議院と協議し、意見を聞いていただくことを想定しています。
94	資料Ⅱ 業務要求水準書	3-25	表3-8-1 福利厚生業務の業務内容及び要求水準	「食堂業務 給仕方式はフルサービス(注文受付(食券販売も含む。))及び配下膳まで従業員が行う。」とありますが、フルサービスは価格に給仕費用が含まれるため、低廉な飲食物をご要望される場合、一部セルフサービスとする等の提案は可能でしょうか。	実際に給仕方法の一部をセルフサービスとするかどうかは参議院との協議によりますが、入札参加者の提案を妨げるものではありません。ただし、セルフサービス実施に伴う施設・設備等に係る費用についてはSPCの負担となります。
95	資料Ⅱ 業務要求水準書	3-26	表3-8-1 福利厚生業務の業務内容及び要求水準	「美容室業務 着付けを行う。」とありますが、予約があったときに対応できる体制を整えるという認識でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
96	資料Ⅱ 業務要求水準書	3-27	表3-8-1 福利厚生業務の業務内容及び要求水準	「売店業務 医薬品(第一類以上のものを含む。)」とありますが、業務開始後の市況や売り上げ状況等を総合的に検討した上で、参議院と協議の上、販売品等の変更が可能という認識でよろしいでしょうか。	議員等の福利厚生及び来訪者の利便性なども踏まえ、参議院と協議の上、決定するものとします。
97	資料Ⅱ 業務要求水準書	3-28	表3-8-1 福利厚生業務の業務内容及び要求水準	「自動販売機業務/取扱品等 更新時には、災害支援型自動販売機等を設置するように努める。」とありますが、「更新」とは具体的に何の更新を指しますでしょうか。	機器の入替え、更新を指します。
98	資料Ⅱ 業務要求水準書	4-2	計算書類等及びその事実関係を証明する証拠書類等	記載内容が「3. 事業報告書(会計監査人による監査報告書を含む。)」の記載内容と趣旨が同一と見受けられますが、相違点をご教示ください。	原文のとおりとしますが、「3. 事業報告書」及び「4. 計算書類等及びその事実関係を証明する証拠書類等」に係る提出書類については、業務要求水準書の記載内容を踏まえ、参議院とSPCが協議するものとします。
99	資料Ⅱ 業務要求水準書	16 2-16	選挙時等の対応	(3) 選挙時等の対応の表2-2-5において、詳細は参議院とSPCが協議し決定するとされていますが、協議の結果によってはPFI事業費も改定されるという理解でよろしいでしょうか。	原則として、PFI事業費を改定することは想定しておりません。

参議院議員会館維持管理・運営事業(第二期) 入札説明書・同添付資料についての質問回答(第1次)

回答No.	資料名	頁	項目	質問	回答
100	資料2-1 議員会館における設備の維持管理業務の範囲			「議員会館から各既存建物にある設備の配管、配線等の接続部分までの維持管理業務はSPCの業務範囲とする。」とありますが、本館及び第二別館に設置されている機器本体は業務範囲外の為定期点検及び不具合の対応はしなくてもよく、機器が使用できず、運営に支障があっても責任はないとの認識でよろしいでしょうか。	一部設備は業務範囲となります。詳細は入札参加者に示します。また、業務範囲外となる本館及び第二別館に設置されている機器本体に不具合が発生した場合の機器本体修理等の対応は参議院が実施しますが、SPCは、機器修理までの間、議員会館の維持管理・運営業務に支障がないよう運営面での対応による協力を行うものとします。
101	資料2-1 議員会館における設備の維持管理業務の範囲			本館及び第二別館等より配線、配管は来ているが機器が会館にある場合は、機器の定期点検、不具合対応はするが配線等の対応はしなくてもよく、配線等に起因する不具合が発生した場合、それに伴う影響に責任はないとの認識でよろしいでしょうか。	配線については、議員会館の内外にかかわらず、起点から終点まで、電線管については、議員会館内に敷設されている部分までを、それぞれ維持管理業務の業務範囲とします。よって、当該業務に起因して不具合等が生じた場合は、SPCの責任と負担において対応していただくこととなります。
102	資料2-13-2_長期修繕計画に基づく更新等業務の実施要領	2	改修・修繕 改修・修繕の実施	本件の改修・修繕期間は長期に及びますし、企業の人事制度、技術者自身の人事希望等の観点からも同一人物を配置し続けることは過大な負担となりますので、(やむを得ざる)人事異動についても「特別のやむを得ない場合」に含めることとしていただけないでしょうか。項目毎で見ても、会館ご利用者への配慮等のために、長期にわたって断続的に実施せざるを得ないケースも考え得ます。	業務要求水準書の資料2-13-2「長期修繕計画に基づく更新等業務の実施要領」3.(1)④及び資料2-13-1別表「長期修繕計画に基づく更新等業務の実施項目一覧」のとおりとします。
103	資料2-13-2_長期修繕計画に基づく更新等業務の実施要領	2	改修・修繕 改修・修繕の実施	「社会的劣化(既存不適格)の是正作業」とは、業務要求水準書第2章第4節1(1)に定める業務(特定天井の耐震化、エレベータの社会的劣化(既存不適格等)の改修)という理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
104	資料2-13-2_長期修繕計画に基づく更新等業務の実施要領	2	改修・修繕 改修・修繕における第三者の使用等	SPCは、請求があったときは、当該請求に係る事項について内容を協議すること、または、「著しく不相当と認められる」理由が不合理である場合は、その理由を明示した書面をもって、参議院様に対して異議を申し立てることができるのでしょうか。	参議院との協議によりますが、異議の申し立てを妨げるものではありません。
105	資料2-13-2_長期修繕計画に基づく更新等業務の実施要領	2	改修・修繕 改修・修繕業務の中断	本項目(3)に定めるは「中断」のみを定めた規定でしょうか、「中止」も含む規定でしょうか。	当該規定の趣旨は、改修・修繕を一時的に中止することであり、中止は含みません。
106	資料2-13-2_長期修繕計画に基づく更新等業務の実施要領	3	改修・修繕 作業完了にかかる許認可等の取得	申請及び届出において、SPCの責に抛らない事由により、変更手続きの費用が発生した場合においては、参議院様にてご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	現時点では、SPCの責めによらない事由により、変更手続きの費用が発生する事象は想定していません。なお、契約後に御質問の事象が発生する場合は、参議院との協議によります。
107	資料2-13-2_長期修繕計画に基づく更新等業務の実施要領	3	改修・修繕 参議院による確認	破壊検査をした結果、SPCの責による不適切な内容が発見されなかった場合もSPCが当該費用を負担しなければならないのは過大ですので、そのような場合は参議院様にて費用負担いただけないでしょうか。	業務要求水準書の資料2-13-2「長期修繕計画に基づく更新等業務の実施要領」に記載のとおりとします。
108	資料2-13-2_長期修繕計画に基づく更新等業務の実施要領	3	改修・修繕 参議院による確認	「最小限」の趣旨は、破壊検査(SPC負担)以外の方法で、調査が可能な場合は、破壊以外の方法をまず優先するお考えでよいでしょうか。	御理解のとおりです。

参議院議員会館維持管理・運営事業(第二期) 入札説明書・同添付資料についての質問回答(第1次)

回答No.	資料名	頁	項目	質問	回答
109	資料2-13-2_長期修繕計画に基づく更新等業務の実施要領	3	監理業務	本件の改修・修繕期間(監理業務期間)は長期に及びますし、企業の人事制度、技術者自身の人事希望等の観点からも同一人物を配置し続けることは過大な負担となりますので、(やむを得ざる)人事異動についても「特別のやむを得ない場合」に含めることとしていただけないでしょうか。項目毎で見ても、会館ご利用者への配慮等のために、長期にわたって断続的に実施せざるを得ないケースも考え得ます。	業務要求水準書の資料2-13-2「長期修繕計画に基づく更新等業務の実施要領」3.(1)④及び資料2-13-1別表「長期修繕計画に基づく更新等業務の実施項目一覧」のとおりとします。
110	資料A 社会的劣化(既存不適格等)是正の内容			是正により、点検仕様が增多することも想定されますが、その費用も見込むという認識でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
111	資料B 機能改善改修・更新		B-設備1 機能改善に基づく改修・更新	受付システム・会議室案内表示設備の改修において、「サービスサイト画面を使い勝手の良い画面(アプリケーションの改善)」とありますが、具体的にどのような画面を想定されておりますでしょうか。使い勝手とは利用者各個人の感想である為、具体的な要望をご提示いただけますでしょうか。	現時点では、会議室予約画面に当該会議諸室の予約者の情報を表示できるようにするといったことを想定しています。それ以外の要望等については、入札参加者の提案を踏まえた参議院との協議によります。
112	資料B 機能改善改修・更新		B-設備3 機能改善に基づく改修・更新	「空調設備(個別パッケージ形エアコン)の新設を行う。」とありますが、AHUやFCU等の他の機器での代用は可能でしょうか。	質問にある機器での代用を含め、原則として入札参加者の提案によりますが、最終的には参議院との協議によります。なお、「個別パッケージ形エアコン」を「個別パッケージ形エアコン等」に修正します。また、訂正表を参照してください。
113	資料C 長期修繕計画に基づく更新		金属探知機の更新 C13-設備	関連機器とは第一期事業で納品したハンディ型金属探知機の事でしょうか。第一期事業でハンディ型金属探知機は備品として納品しましたが、資料3-4、資料3-8、資料3-11及び警備・駐車場管理業務2.業務内容及び要求水準(3)業務実施に必要な設備等にハンディ型金属探知機の記載がありませんので確認するものです。	御質問の「関連機器」に「ハンディ型金属探知機」は含まれません。SPCが維持管理する什器・備品として、業務要求水準書の資料3-8に「携帯用金属探知機」を追加します。なお、訂正表を参照してください。
114	資料C 長期修繕計画に基づく更新		C-設備3 長期修繕計画に基づく修繕・更新	「1階エントランスホールに設置している本会議・委員会開会表示用の大型モニター(65インチ)2台を本事業期間内に2回更新する。」とありますが、時期については指定はございますでしょうか。	業務要求水準書の資料2-12「長期修繕計画(案)」及び入札参加者に示す当該設備の詳細等を基にした入札参加者の提案によりますが、具体的な時期については参議院との協議によります。
115	資料Ⅲ 提出書類の記載要領	1	入札参加表明及び競争参加資格確認に関する書類	「カ 維持管理及び運営業務に必要な資格に関する書類」について、代表企業が押印し1部提出すればよいという認識でよろしいでしょうか。また添付資料は特段必要ない、という認識でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
116	資料Ⅲ 提出書類の記載要領	10	企業名の記載	当該企業特有の工法、商品名、実績は、企業を類推記載に該当しますでしょうか。	企業名、若しくは企業を直接に類推できるような記載は行わないでください。
117	資料Ⅲ 提出書類の記載要領	10	記載内容	造語や略語の定義を記述するのは、様式番号単位ではなく提案書類全体を通じて初出の個所という認識でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

参議院議員会館維持管理・運営事業(第二期) 入札説明書・同添付資料についての質問回答(第1次)

回答No.	資料名	頁	項目	質問	回答
118	資料Ⅲ 提出書類の記載要領	11	提出方法	「(オ) 指定のある様式については、エクセルを使用して作成し、CD-R等に保存し提出する」という内容の記載がありますが、様式16-3、添付書類の①～⑤をエクセルで作成し、CD-R等に保存し提出するという認識でよろしいでしょうか。	様式16-3 添付資料の①から⑤の提出方法については、紙媒体及びCD-R等の電子データの双方での提出をお願いします。 なお、第二次審査資料については、全て紙媒体及びCD-R等の電子データの双方での提出をお願いします。
119	資料Ⅲ 提出書類の記載要領	11	提出方法	(オ) について、Microsoft Excel (バージョン2010以前) を使用し・・・とありますが、バージョン2010「以降」ではなく、以前でよろしいでしょうか。	Microsoft Excel (バージョン2010以前) としてください。
120	資料Ⅳ PFI事業費の算定及び支払方法		全般	維持管理期間の前半の修繕業務費が高額となるため借入等による資金調達が必要となります。この場合金利についてはPFI事業費のその他費用の項目に含めることになると毎年の物価変動に基づく改定の対象になります。この場合金利部分のみを物価変動に基づく改定の対象外とすることができるでしょうか。又はその他費用ではなく第一期の割賦手数料のように別項目により事業契約を締結することは可能でしょうか	御質問のような対応は想定していません。
121	資料Ⅳ PFI事業費の算定及び支払方法	1	支払方法の基本的な考え方	原則対価は期間にわたり平準化して支払う、とありますが、支払額の減額措置と事業費の改定以外にどのような例外があり得ますでしょうか。	要求水準の変更等による一時的な業務量の増減に基づく対価の支払等が考えられます。
122	資料Ⅳ PFI事業費の算定及び支払方法	2	維持管理・運営業務費	修繕費用のSPC負担を軽減するため、修繕費については各回同額ではなく個別対応として頂くことは可能でしょうか。	原文のとおりとします。
123	資料Ⅳ PFI事業費の算定及び支払方法	4	改定方法	表2 使用する指標のうち、「毎月勤労統計調査賃金指数」：調査産業計（就業形態別きまって支給する給与・事業所規模30人以上・厚生労働省）を確認するには、以下のサイトから確認すればよろしいでしょうか。 e-Stat（政府統計の総合窓口）⇒毎月勤労統計調査 全国調査⇒長期時系列表⇒就業形態別決まって支給する給与指数及び増減率-就業形態計（30人以上）	御理解のとおりです。
124	資料Ⅳ PFI事業費の算定及び支払方法	4	表2 使用する指標	維持管理業務費内訳に「修繕費」とありますが、この修繕費とは「長期修繕計画に基づく更新等業務」のことを指し、経常修繕は費用に見込まないという認識でよろしいでしょうか。	長期修繕計画に基づく更新等業務に係る費用のほか、建築物点検保守・修繕業務のうち、修繕業務に係る費用（選挙時等の対応、会派事務室の模様替え等を含む。）を含みます。
125	資料Ⅴ 事業者選定基準	4	事業提案の位置づけ	事業期間中に技術等の進化により、一層のコスト削減や品質向上が見込まれる場合は、事業提案書に記載した内容を変更することは可能でしょうか。	御指摘の場合には、事業契約書（案）第43条第3項に基づいて対応します。

参議院議員会館維持管理・運営事業(第二期) 入札説明書・同添付資料についての質問回答(第1次)

回答No.	資料名	頁	項目	質問	回答
126	資料V 事業者選定基準	10	審査の基本的考え方	表内の運営に関する事項のうち、中区分「議員・立法活動におけるセキュリティの確保(警備業務)」の評価基準の5項目は「他の運營業務及び維持管理業務並びに衆議院と連携し、効率的に業務を実施できる体制となっているか。」と記載されていますが、資料Ⅲ提出書類の記載要領7ページ目、1.4(4)②議員・立法活動におけるセキュリティの確保(警備業務)の表内の記載指示事項5項目目は「～参議院と連携し～」と記載されています。衆議院と参議院どちらが正しいでしょうか。	「資料V 事業者選定基準」内の当該「衆議院」については、「参議院」に訂正します。なお、訂正表を参照してください。
127	資料VI 基本協定書(案)	1	基本的合意	事業提案時に明らかでなかった事象が原因となる等、落札者の責に拠らない事由により、事業提案書に示された内容の履行が困難となった場合は、別途協議いただけるという理解でよろしいでしょうか。	当該事象が生じた原因によって異なりますが、原因によっては協議する場合があります。
128	資料VI 基本協定書(案)	1	事業者の設立及び維持等	事業者(SPC)設立時点で、事業者の資本金額は事業提案書に示された金額以上でならないといけないという理解でよろしいでしょうか。	提案の段階で事業期間中の増資を計画している場合には、事業提案書においてその旨を提案いただいた上で、基本協定書(案)第5条等に基づいて手続きを行うこととします。
129	資料VI 基本協定書(案)	2	事業者の出資者	議決権を持つ普通株式と議決権を持たない優先株式では、株式譲渡における参議院の承諾基準は異なりますでしょうか。	株式の性質や株主の権利等によって、承諾の基準が異なる場合があります。
130	資料VI 基本協定書(案)	2	事業者の出資者	株式譲渡において、取得する事業者が既存株主か否かで参議院の承諾基準は異なりますでしょうか。	株式の性質や株主の権利等によって、承諾の基準が異なる場合があります。
131	資料VI 基本協定書(案)	2	事業者の出資者	新株を発行し既存株主以外が引き受けることについての制約事項があればご教授ください。	御指摘のような場合に関しては、基本協定書(案)第5条を参照してください。
132	資料VI 基本協定書(案)	2	株主間契約の締結等	事業期間中に株主間契約書を変更した場合、その旨を参議院に報告・提出する必要はございますでしょうか。	基本協定書(案)第6条第2項を参照してください。
133	資料VI 基本協定書(案)	3	事業契約の締結	落札者が書面で説明を求めた場合、原則として書面をもって「明確化」していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	原則として、御理解のとおりです。
134	資料VI 基本協定書(案)	3	株式の譲渡に関する協力	本条の趣旨は理解できますが、他企業に強制する権限がありません。末尾「代表企業及び構成員は」以下は、「当該第三者と合意した条件により事業者の全株式を譲渡する旨を第6条に定める株主間契約に記載する」としていただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
135	資料VI 基本協定書(案)	4	秘密保持	事業者の代理人、コンサルタント、委託者等、出資者又は本事業に関し事業者に融資を行う金融機関若しくはその代理人については参議院の承諾なく該当する情報を開示することを許容頂けますでしょうか。	御指摘にある第三者に情報を開示する場合には、基本協定書(案)第15条第1項第六号のただし書に定めるとおり、当該第三者を「特定の第三者」とすることにつき、書面により事前に参議院の同意を得てください。
136	資料VI 基本協定書(案)	4	秘密保持	3項とありますが、2項の誤記でしょうか。	当該「3項」については、「2項」に訂正します。なお、訂正表を参照してください。

参議院議員会館維持管理・運営事業(第二期) 入札説明書・同添付資料についての質問回答(第1次)

回答No.	資料名	頁	項目	質問	回答
137	資料VI 基本協定書(案)	4	秘密保持	4項とありますが、3項の誤記でしょうか。	当該「4項」については、「3項」に訂正します。なお、訂正表を参照してください。
138	資料VI 基本協定書(案)	5	協定の有効期間	第15条の秘密保持の規定については、条文のままですと、秘密保持等の義務が永遠に存続することになりますので、秘密保持等の定義と期限については、改めてご協議いただけませんか。	事業終了後の有効期間については、事業者が開示した情報の重要度等を勘案の上、参議院と事業者が協議の上設定することとします。
139	資料VII 業績の監視及び改善 要求措置要領	7	エネルギー使用量 等の評価	④罰則点の付与基準に関して、「SPCの責めに帰す事由に該当しないことを参議院が確認した場合」には罰則点を付与しないとした場合には、原因不明を含めてSPCの責任になりかねないため、「SPCの責めに帰す事由に該当することを参議院が確認した場合においては罰則点を付与する。」としていただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
140	資料VII 業績の監視及び改善 要求措置要領		重大な事象の事例 (維持管理)	項目「安全性の喪失」において、具体的な事象(例)により発生する重大な事象となるレベル(例)の中に「重大な疾病」とありますが、具体的な事象(例)は設備等の故障等による事故の発生であり、双方が結びつく現象が思い浮かびません。具体例があればご教示願います。	例えば、休養室利用者の容態が悪化した際に、非常警報(非常通報)設備の故障により、警備員を呼び出せず、必要な応急措置を施すことが遅れ、利用者に損害を与えること等を想定しています。
141	資料VII 業績の監視及び改善 要求措置要領		重大な事象の事例 (運営)	重大な事象となるレベル(例)において、「重大な被害・人身事故」、「重大な被害(人身・物損事故等)」、「重大な被害」と異なる表現が用いられていますが、これらは全て同じ意味でしょうか。異なる場合は違いについてご教示願います。	被害が重大であるという点において、全て同じ趣旨で用いています。